

藤原山蔭の子孫と大嘗祭廻立殿儀

中本 和

1. はじめに

藤原山蔭（824～888年）は、平安時代前期の公卿であり、茨木市に所在する総持寺の創建に関わったことで著名である（註1）。

一方、官人としては清和天皇の側近として蔵人や近衛を歴任し、栄達の道を歩んだことで知られる。その間、自身の官位に関連して、あるいは殿上人等の立場で様々な儀式に参加した。その中でも大嘗祭は、皇位継承関連儀式のうちで即位儀と並ぶ重要なものである（註2）。山蔭も特段の事情がない限り参加したであろう。ここで注目したいのは、大嘗祭における廻立殿の御湯殿の儀式（以下、「大嘗祭廻立殿儀」とする）での奉仕者である。

史料1『江家次第』巻第十五 踐祚下 大嘗会卯日（註3）

（上略）。戌刻。（中略）。

主殿寮供_レ御湯_一（用_レ東戸_一）。

奉_レ仕御湯殿_一之人（殿上四位一人、六位一人、並触_レ山蔭卿子孫之人_一）。於_レ女官幄_一、可_レ解_レ改装束_一。而於_レ釜殿_一、脱_レ之人有_レ之云々。（下略）。

大嘗祭廻立殿儀とは、大嘗祭の本祭にあたる11月卯日の戌刻（午後7～9時）に、天皇が内裏から廻立殿に出御し、殿内の東部分に位置する御湯殿で沐浴（潔斎）する儀式のことであり、小忌御湯とも称す（註4）。院政期には、東戸（の外）から主殿寮が（浴槽に）御湯を供し、御湯殿（の内部）での「山蔭卿子孫之人」（註5）による奉仕が先例となっている。儀式において、官人であれば、自身の官位に基づいて役割を果たすことが原則である。ただし、特定の一族が特定の役割を担うことも見られる（註6）。

なぜ、山蔭の子孫なのであろうか。大嘗祭廻立殿儀に山蔭の子孫が関わる理由は、山蔭本人の史実（或いは説話・伝承）に基づく言動や地位から派生したものなのか、それとも子孫自体の言動に由来するものなのであろうか。山岡敬和氏は、亀報恩説話において、山蔭が水の神の加護を受けたことを反映したものだとされる（山岡2017）。しかし、近藤好和氏は、『江家次第』の注釈をされ

る中で、山蔭流が奉仕する理由は不明とされており（近藤2022）、いまだ通説を見ない。

山蔭は、総持寺創建説話（註7）をはじめとする様々な説話に登場する。四条流庖丁道の祖（西村2012、中本2023）、伊達氏の祖（黒嶋1997）や今様の中興の祖（菅野1983）等にも仮託される人物である。しかしながら、総持寺創建に関わったのは史実であり、清和天皇側近としての活躍も同様である。すなわち、その人物像は史実と説話・伝承が入り混じって流布している。例えば、総持寺創建説話における亀を助命した部分からは、仏教信仰による他者の命を大切にする人物像が想定されるが、実態は不明瞭である。

また、山蔭の子孫達は総持寺の運営に共同で関わった（岡野2003）。山蔭を父系とする系統は、山蔭の孫世代で右大臣在衡を輩出したが、院政期には公卿を出す家格ではなくなった。一方、母系は、孫の時姫が摂政藤原兼家の正妻として、摂関となる道隆・道兼・道長兄弟、天皇生母となる超子・詮子姉妹を出産する。中でも、道長は藤原氏嫡流となる御堂流の祖となり、詮子所生的一条天皇の系統も天皇家嫡流の地位を占めていくことになる。一条天皇が総持寺を勅願寺としたのも、自身の母系に連なる山蔭の顕彰の意味を有する。

このような状況のもと、山蔭の子孫が大嘗祭廻立殿儀で特定の役割を担う理由について検討していくことで、山蔭の子孫が置かれた立場と儀式的意義の一端を明らかにしたい。

2. 山蔭と大嘗祭の関わり

山蔭は天長元年（824年）の生誕で、仁和4年（888年）の薨去までに5代（仁明・文徳・清和・陽成・光孝）の大嘗祭が挙行された。21歳前後での出仕と想定すると、仁寿元年（851年）の文徳天皇の大嘗祭から関わった可能性がある（註8）。

文徳天皇以降4代の大嘗祭卯日の実例を以下に掲げると、①文徳天皇は「帝有_レ事_一於_レ八省院_一。縁_レ大嘗祭_一也」（『日本文徳天皇実録』仁寿元年11月辛卯（23日）条）、②清和天皇は「車駕、幸

朝堂院齋殿。親奉大嘗祭。』(『日本三代実録』貞観元年(858年)11月16日丁卯条)、③陽成天皇は「夜。天皇御豊楽院、自供大嘗祭。王公畢会。百官供奉如式。』(『同』元慶元年(877年)11月18日乙卯条)、④光孝天皇は「天皇御朝堂院、親奉大嘗祭。先御悠紀殿、後御主基殿。親王公卿、文武百寮、小齋大齋、宿侍如式。』(『同』元慶8年11月22日己卯条)となる。

上記史料は、いずれも短文のため全文は不詳であるが、②④からは天皇の潔斎があったこと、③④からは王公(親王公卿)と百官(文武百寮)の参加・供奉があったことが分かる。「山蔭卿子孫之人」の奉仕と関連する部分である。ただし、山蔭が昇殿を許されたのは、天安2年(貞観元年)8月の清和天皇即位に伴ってのことである。同年9月に右近将監に任じられ、10月に蔵人(六位蔵人)を兼任し、11月に従五位下に叙爵(五位蔵人に昇進か)された(『公卿補任』元慶3年藤原山蔭の項目)(註9)。すなわち、清和天皇の大嘗祭が挙行された貞観元年11月時点で、史料1大嘗祭廻立殿儀に登場する「山蔭卿子孫之人」とほぼ同列の立場であった。次代の陽成天皇の大嘗祭が挙行された元慶元年11月時点では、従四位上右大弁兼備前守であり、四位の殿上人であったと考えられる。こちらも、四位から六位の殿上人の範疇である。その次の元慶8年11月の光孝天皇の大嘗祭時には、位階は正四位下であるが、参議を務める公卿であり、「殿上四位」一般とは異なる。よって、「山蔭卿子孫之人」に関わる式次第が、山蔭本人の大嘗祭での行動を先例として成立したのなら、清和・陽成朝の大嘗祭によるものと推測される。

しかし、①～④から官司や官人個人の動きを追うのは困難であり、殿上人の関連も不明である。そこで、③④にある「如式」に注目したい。この語は、貞観期に成立したとされる『儀式』(貞観儀式)を基準に実施したことを示すと考えられる。『儀式』の編纂の際には、直前に挙行された清和天皇の大嘗祭を参考にしたと推測される。廻立殿儀について、『儀式』は次のように記す。

史料2『儀式』卷第四 踐祚大嘗祭儀下

(上略)。戌刻。鸞輿御廻立殿、主殿寮供浴湯。即著祭服、御大嘗宮。(下略)。

主殿寮が湯を供するのは史料1と同様であり、

少なくとも山蔭の時代から存在したことが分かる(註10)。しかし、殿上人や山蔭に関する記載はなく、御湯殿の奉仕はまだ先例として定着しているわけではない。天皇の沐浴は体を清める潔斎の意味を持ち、いくつかの儀式の際には先立って行なわれた。そのため、関わる人々も多岐に及んだ。主殿寮の年中行事における役割を検討された鷲森浩幸氏は、大嘗祭廻立殿儀では、主殿寮が御槽(浴槽)を据えて御湯を供す役割を持ち、縫司が天羽衣(天皇の祭服)を用意する等を指摘される(『儀式』『延喜式』『西宮記』『北山抄』等)(鷲森2007、永島2017c)(註11)。

ところで、8世紀末の桓武天皇以前は踐祚と即位が同義であったが、桓武は受禪後に即位儀を行なった。これを先例として、踐祚と即位の持つ意義が分化していく。併せて讓国儀も整備される(佐野2017、西本2020、遠藤2021)。さらに、9世紀は儀式書の編纂も活発化し、山蔭が清和天皇の側近として活躍した貞観期に『儀式』が完成する。『儀式』には詳細な大嘗祭の儀式次第が記載されており、これを機に儀式次第の確認・整備が行われたと考えられる。また、蔵人所の設置に伴い、昇殿制が出現するのも9世紀初頭であると考えられている(古瀬1998)。これらをまとめると、山蔭の生きた9世紀は讓国儀・踐祚・即位儀・大嘗祭といった皇位継承儀式の核となる部分が、整備・確立していく時期であると理解できる。

山蔭本人が大嘗祭廻立殿儀に奉仕したことを明示する史料は見いだせないが、御湯を用いた儀式は確認できた。山蔭は上述のような時期に殿上人であり、その間に儀式次第が固まっていたとはいえないだろうか。殿上人は廻立殿儀以外の天皇の沐浴にも奉仕する。9世紀中ごろ、長期にわたり天皇近侍官を専任とした山蔭は(註12)、天皇の沐浴に関わった回数も多かったに違いない。天皇に極めて近いかつ無防備である御湯殿で奉仕するのであれば、殿上人の中でもより信頼の厚い者に任せるであろう(註13)。

以上、本節では大嘗祭の儀式次第が確立していく9世紀代において、山蔭が殿上人として大嘗祭廻立殿儀に奉仕した可能性に留意しておく。

3. 山蔭薨去後から院政期までの大嘗祭

山蔭の子孫の大嘗祭廻立殿儀への奉仕はいつか

らであろうか。山蔭薨去後から『江家次第』が編纂された（註14）院政期までの実例を検討する。

宇多天皇の仁和4年（888年）11月22日は、廻立殿に御し、御湯を供されたことが見える（『北山抄』五大嘗会事所引「仁和四年記」）。昇殿制を整備・強化していった天皇であるが、逸文からは廻立殿儀の奉仕者の名は知れない。

朱雀天皇の承平2年（932年）11月13日は、「而後三条院仰云、乍_レ着_レ御帷_レ令_レ下_レ御槽_レ給_レ之由、見_レ朱雀院御記_レ云々」（『江記』天仁元年（1108年）11月21日条（鳥羽天皇の大嘗祭、後掲史料5）とみえ、廻立殿儀があったようである。

村上天皇の天慶9年（946年）11月16日は、主殿寮が御浴に供奉した後に天皇が祭服を着した際の注記に「於_レ嘗殿_レ供_レ御盥_レ。失也」（『北山抄』五大嘗会事所引「天慶九年記」）とあり、本来とは異なる大嘗殿で盥を供したことから、廻立殿儀はあったようであるが、失錯を犯したのが誰かは不明である。

冷泉天皇の安和元年（966年）11月24日は、廻立殿儀の記載がないが、「設_レ御輿宿幄_レ（安和記云、殿上侍臣候_レ此幄_レ）」（『北山抄』五大嘗会事所引「安和記」）とあり、大嘗祭にて殿上侍臣の役割があったことがうかがえる。

花山天皇の寛和元年（985年）11月21日は、「御_レ廻立殿_レ了云々。惟成奉_レ仕御湯殿_レ（先御_レ東殿_レ）」（『小右記』）とあり、廻立殿の御湯殿奉仕者の名が初出する。藤原惟成は、高祖父の智泉が山蔭と父（高房）・母（藤原真夏の娘）を同じくする兄弟である（註15）。山蔭も属する藤原北家魚名流という範囲でいえば、同じ流であるが、山蔭を父系とはしない。ただし、惟成の母は藤原中正の娘で、中正は山蔭の息子であるから、母系から山蔭に遡ることができる。後述するように、廻立殿儀に奉仕する山蔭の子孫は、父系・母系を問わない（後掲史料4）。すなわち、山蔭の子孫の初出例である。惟成は、母が花山天皇の乳母であった縁もあり、天皇の東宮時代に東宮学士を務め、即位に伴い、五位蔵人となる。さらに永観3年（985年）正月に左衛門権佐、翌寛和2年に権左中弁も兼ねて、三事兼帯となる。「五位摂政」とも称されるなど、天皇の最側近であった（註16）。

三条天皇の長和元年（1011年）11月22日も「遷_レ廻立殿_レ」（『御堂関白記』）とあり、廻立殿儀は

あったが、奉仕者は不詳である。なお、10世紀末～11世紀初頭成立の『西宮記』『北山抄』には、「山蔭の子孫」に類する語は見えない。

後朱雀天皇の長元9年（1036年）11月17日は、「自_レ廻立殿北（女官幄北）西_レ、入_レ御南方_レ。（中略）。入_レ御湯_レ。左衛門権佐隆佐朝臣奉_レ仕御湯殿_レ（中略）、式部丞資良又勤_レ其役_レ」（『範国記』）とあり、藤原隆佐と藤原資良が廻立殿儀に奉仕した。当時、隆佐は正四位下であり、後朱雀天皇の東宮時代に春宮大進を務めた側近である。藤原北家勸修寺流に属しており、父系からは山蔭に遡れない。しかし、曾祖父の朝頼の母が、藤原定方と山蔭の娘との間に生まれている（註17）。すなわち母系をたどると、山蔭に行き着くのである。また、六位の資良は、父系では曾祖父の祖父が山蔭にあたる（註18）。

後三条天皇の治暦4年（1068年）11月22日は、廻立殿儀について明示されないが、後掲史料5の末尾に記載された「次供_レ御河葉_レ（供_レ御河葉_レ不_レ見_レ旧記_レ。而隆方朝臣私記有_レ此儀_レ。三条院被_レ怪仰）」が注目される。藤原隆方（従四位上右中弁）が、後三条天皇（隆方の年齢から鑑みるに、「三条院」は「後三条院」の誤り）の廻立殿儀を記した私記を残していることが分かる。このことから、隆方は廻立殿儀の場にいたと推測される。かつ、隆方は父系が勸修寺流であるが、祖父の祖父である朝頼の母は先述したとおり山蔭の娘である（註19）。隆方は、山蔭の子孫として御湯殿で奉仕したのではなかろうか（註20）。

白河天皇の承保元年（1074年）11月21日は、廻立殿儀は見えるが（『大嘗会式』）、奉仕者の名は不明である。

堀河天皇の寛治元年（1087年）11月19日は、次の史料が注目される。

史料3『中右記』寛治元年11月19日条

（上略）。御_レ廻立殿_レ（木工寮所_レ作_レ之）。有_レ御浴殿事_レ。右中将仲実朝臣・蔵人大膳権亮藤盛房、着_レ伊未_レ支_レ供_レ奉_レ其事_レ。是触_レ山蔭中納言子孫之人_レ、勤_レ此事_レ云々。若は何故哉。可_レ尋_レ知之_レ。（下略）。

藤原仲実と盛房が「御浴殿事」に奉仕した。仲実は藤原北家閑院流に属すが、祖母が陳政（山蔭の曾孫）の娘である。盛房は父系で山蔭に遡れる。すなわち、祖父の曾祖父が山蔭である（註21）。

この二人が奉仕した理由を「山蔭中納言子孫之人」であるとする。ただし、『中右記』の記主である藤原宗忠は、その理由の淵源を分からないとする。当時、左近衛少将として天皇の側近くに仕えていた宗忠にも分からないのである。当日条に追記もないことから、有識者に尋ねても不明であったのかもしれない。それほど古くから定着していたものだと考えられる。

次の鳥羽天皇の天仁元年 11 月 21 日にも山蔭の子孫が明記される。

史料 4 『中右記』天仁元年 11 月 21 日条

(上略)。小忌公卿、権大納言経実、右衛門督能実卿(中納言)、新宰相俊忠、前行殿上人貫首為房以下、皆悉着_レ小忌_レ供奉。経_レ廻立殿北西_レ、寄_レ腰輿於南面戸間_レ(皇后宮不_レ同輿給_レ、兼日有識也)。有_レ御湯殿_レ、蔵人右中弁左衛門佐頭隆、蔵人左衛門尉説定、勤_レ仕御湯殿_レ役(脱_レ袍下襲半臂_レ、其上着_レ当色_レ、不_レ脱_レ襪綏_レ)。為_レ山蔭中納言末葉人勤_レ此事_レ也(不_レ論_レ内外戚_レ也)。(下略)。

史料 5 『江記』天仁元年 11 月 21 日条

(上略)。設_レ庭燎_レ時刻、主殿寮供_レ御湯_レ。先取_レ下水_レ(以_レ斗為_レ樋)、次入_レ御湯_レ七度。次御湯殿人(左衛門佐頭隆於_レ女官幄_レ解_レ袍下重劍胡籙等_レ、不_レ解_レ老懸_レ不_レ脱_レ襪其上着_レ口口(湯衣カ)_レ。蔵人左衛門尉藤原説定解_レ劍胡籙_レ着_レ小忌_レ。他装束不_レ改)。頭隆以_レ右手_レ合_レ御湯_レ、向_レ神殿方_レ攪_レ遣御湯_レ七度。次張_レ蓋(二幅布也)。次奏_レ御湯取_レ之由_レ。主上渡御。次撤_レ蓋。主上乍_レ着_レ御帷_レ令_レ下_レ御槽_レ給(件槽東西妻也。其北白木床子二脚、一脚上置_レ御帷并御河菓_レ)。故源右府御説、専_レ不_レ可_レ下_レ御槽_レ一給_レ上、立_レ床子_レ可_レ令_レ沃懸給_レ之。而後三条院仰云、乍_レ着_レ御帷_レ令_レ下_レ御槽_レ給_レ之由、見_レ朱雀院御記_レ云々。次奉_レ摩_レ御背_レ三度。次脱_レ捨御帷於槽中_レ、令_レ上給_レ。着_レ他御帷_レ拭御、次供_レ御河菓_レ(供_レ御河菓_レ不_レ見_レ旧記_レ)。而隆方朝臣私記有_レ此儀_レ。三条院被_レ怪仰)

「御湯殿」の奉仕役として、「山蔭中納言末葉人」である蔵人藤原頭隆と説定の名がみえる。「不_レ論_レ内外戚_レ」とあり、山蔭の子孫であれば、父系・母系は問わないと理解できる。ただし、性別に関して、永島朋子氏が、廻立殿儀の御湯殿で奉

仕するのは男性で武官であることを指摘され、女官の関与が見られないことを重視される(永島 2017c)。永島氏は、天皇の身の世話には女房のみではなく、四位・五位の殿上人や蔵人などの男房によっても支えられるようになるという文脈で触れられるが(永島 2017a)、武官である点にも着目すると、長期にわたって近衛を務めた山蔭の先例に影響されたともいえる。

頭隆は勧修寺流に属しており、山蔭を父系とする子孫ではない。しかし、六代前の先祖である朝頼は、先述のように勧修寺流の定方と山蔭の娘との間に生まれており、ここで山蔭と血縁がつながる。説定も同じく六代前の先祖が朝頼である(註 22)。「流」や「家」は父系(男系)継承を基本とした血縁集団であり、「山蔭流」といった場合は、山蔭を祖とする父系血縁集団である。院政期においては、山蔭を父系とする子孫が殿上人の身分を得ることが少なくなり、父系を優先することができなくなっていたことがうかがえる。

以上が、『江家次第』編纂前の例である。名が記された人物は全て山蔭の子孫である。初見は 10 世紀後半の花山天皇の大嘗祭であり、『江家次第』編纂の 10・11 世紀の交までに先例として積み重ねられたものである。その立場もかつての山蔭と同じく、天皇に近侍するものばかりである。

4. 院政期以降の大嘗祭廻立殿儀

院政期以降も恒例として続いたようであるが、山蔭を父系とする子孫の衰亡により、父系と母系の有り様がさらに曖昧となっていく。

史料 6 『後深心院関白記』永和元年(1375 年) 11 月 6 日条

(上略)。

仰詞如_レ此。(中略)。

廻立殿御湯殿蔵人事

山蔭中納言後胤無_レ其器_レ、被_レ用_レ他蔵人_レ之条為_レ新儀_レ、何様可_レ有_レ沙汰_レ哉、可_レ被_レ計申_レ矣。(中略)。

余申詞如_レ此。(中略)。

廻立殿御湯殿蔵人事

山蔭中納言後胤断絶之上者、可_レ被_レ用_レ他蔵人_レ哉、然者殿上六位何事之有乎。(下略)。

永和元年 11 月 23 日に举行される大嘗祭に関する

る諸々について、後円融天皇から後深心院関白近衛道嗣へ諮問があり、それに返答したものである(註23)。この中で、「廻立殿御湯殿蔵人事」について、永和元年の時点で山蔭の子孫がおらず、他の蔵人を用いるべき点で両者の意見は一致している。さらに、道嗣は殿上六位についても触れる。結局、大嘗祭卯日の当日は、「蔵人頭宣方朝臣御湯殿のやくをつとむ。六位は山蔭流をもちひられ侍事なれども、其子孫なきによりて、この度はたゞの六位つとめ侍る。無念の事也」(二条良基「永和大嘗会記」(『群書類従』巻第95))とあり、道嗣の返答どおりに举行された。

ただし、道嗣の返答内の「山蔭中納言後胤断絶」には違和感がある。先述した顕隆は「夜の関白」と称されるほどの権勢を誇り、葉室家の家祖となる。葉室家は名家として近世以降も継承される。また、閑院流にも山蔭の血脈は残り、仲実の兄公実の系統は閑院流の嫡流として発展する。公実の次代以降に三条家・西園寺家・徳大寺家等に分かれ、清華家・大臣家として近世以降も継承される。上記の家は支流もあり、山蔭の血脈は容易に失われない(註24)。今回の廻立殿御湯殿蔵人に蔵人頭藤原宣方が含まれている。宣方は勸修寺流吉田家に属しており、顕隆の兄為隆の孫経房が吉田家の祖である(註25)。すなわち、御湯殿に奉仕した者の中に山蔭の子孫が含まれる。

そもそも、道嗣は摂関家の出身であり、御堂流の祖である道長の子孫は全て山蔭の後胤である。しかし、道嗣の言葉は摂関家出身の殿上人の存在をまるで意識していないかのようである。摂関家出身の子息が殿上人として御湯殿に奉仕しないためであろうか(註26)。また、「永和大嘗会記」は「山蔭流」の六位としており、父系を意識した表現である。道嗣が考える山蔭の後胤も父系を念頭に置いているとすると、宣方を山蔭の子孫とは見なしていないことになる。あるいは、摂関家が勸修寺流・閑院流と比して、山蔭の子孫の中でも別格であると認識していたとも考えられる。同じく摂関家の良基も同様に考えていたのであろう(註27)。その証左に、道嗣は大嘗祭当日の記録を「廻立殿行幸。前行左大臣云々。標山於二条朱雀辺密見物。兩行事弁以下歩行供奉」(『後深心院関白記』永和元年11月23日条)としか残さない。天皇からの諮問があったため、廻立殿儀については

記すが、殿上人の供奉者の名を記さない。記載するに値しないと判断したのであろう。

室町時代中期にも父系と母系の問題が取り上げられる。

史料7『江家次第抄』第七 六月中和院神今食(上略)。或抄曰、供_レ奉御浴_ニ之蔵人、用_レ山蔭中納言子孫_ニ。若無_レ其人_ニ、則外戚之人得_レ之、頭并五位蔵人、皆用_レ彼中納言苗裔_ニ云云。御湯役人、脱_レ表衣下襲等_ニ著_レ明衣_ニ。主上著_レ御天羽衣_ニ(御湯帷也。縫殿寮所_レ献)。(下略)。

大嘗祭廻立殿儀ではないが、神今食の「御浴」に関して、山蔭の子孫が奉仕する旨を記す。「若無_レ其人_ニ、則外戚之人得_レ之」とは、内戚(父系)がなければ、外戚(母系)を用いよとの意味である。『江家次第抄』を著した一条兼良(1402～1481年)の時代でも父系を優先する認識があったのである。頭と五位蔵人は全て山蔭の子孫を用いよとするのは、突拍子もなく思えるが、母系で山蔭とつながる御堂流・閑院流・勸修寺流を併せれば、あながち不可能でもない。ただし、実例では過半数に満たない。廻立殿儀以外の沐浴でも山蔭の子孫が関わったことに留意しておきたい。当然のことながら、年中行事である神今食(6月と12月の2回実施)と一世一代の大嘗祭では神今食の実施回数が圧倒的に多い。それにもかかわらず、山蔭の子孫が奉仕することは、沐浴に関わる儀式ならば、当然との認識があったことになる。

さらに、江戸時代になると、山蔭を父系とする子孫はいないかのようである。

史料8『江家次第秘抄』踐祚下(一)大嘗会(上略)。山蔭卿子孫(今ノ勸修寺家ノ人出ル、子孫也。此家ニ御湯殿ノヲ伝フ。左方ノ御服ノ上ニ天羽衣ヲ着ス。御槽ノ中ヘ入レ奉リ、手ニテ三度左右ヘソ、ギカケ奉ル也。夫スミ、槽ノ中ニテ羽衣ヲヌギ、明衣アカツト訓《御湯カタビラ也》、是ヲ召ス。御身ヲノゴハセ給フノ意也。正応皇帝ノ大嘗会ノ宸記ニ出ヅ。伏見院ナリ)。(下略)。

『江家次第秘抄』は江戸時代後期の国学者尾崎積興(?～1825年)が著した『江家次第』の注釈書である。山蔭の子孫は、勸修寺家の人であるとする。古くは勸修寺家の朝頼以降が山蔭の血を引くが、ここでは山蔭を父系とする子孫は顧みら

れない。当時、山蔭の子孫といえば、勸修寺流を指すと考えられる（註28）。さらに、御湯殿の故実も勸修寺家に伝わっていたとする。父系を選択する余地がなくなっていたためであろう。

5. 山蔭説話との関り

前節までに、廻立殿儀の実例と儀式書の記載を確認した。しかし、山蔭は説話・伝承においても広く流布されている人物であり、先例に影響を与えた可能性を考察の対象から外すことはできない。

山蔭と廻立殿儀の際に天皇が着す天の羽衣の関係を考察された山岡氏によると、山蔭は亀報恩説話の主人公として世に認識されていて、それが彼の子孫を天皇沐浴の供奉へと導いたと考えられるとされる。すなわち、亀は水の神の眷属であり、自らの眷属が救われた返礼に、山蔭へ水の神の加護が与えられたとの意味合いを当時の人々は読み取っていたのではないかとされる。さらに、水の神の加護を受けた山蔭の子孫が、天皇の沐浴に供奉することで、天皇に水の神の霊力を付与したのではないかとされる（山岡 2017）。

山岡氏の説は魅力的なものであるが、亀の報恩説話の出現時期と山蔭の子孫の廻立殿儀における初出時期を比較すると、首肯しがたい部分がある。山岡氏は、総持寺創建の経緯について、山蔭の次男公利が作成した「総持寺鐘銘」（『朝野群載』文筆上）には亀の報恩が触れられておらず、亀の報恩説話は総持寺創建とは無縁のものとして存在した可能性が高いとされる。そのうえで、亀の報恩説話は山蔭の孫の世代以降に総持寺創建と結びついたのでとされる。

ここで問題となるのは、いつ説話が現れたのかということである。山蔭の登場する亀の報恩説話については、『今昔物語集』が現存最古のものであるが、『長谷寺験記』の拠った最初の『総持寺縁起』（現存せず）が原典であると星田公一氏は指摘する（星田 1974）。『今昔物語集』の成立は12世紀初頭（保安元年（1120年）ごろ）とするのが通説である。また、『長谷寺験記』の成立年代は、横田隆氏によると13世紀後半以降に下るとされる（横田 2023）。よって、廻立殿儀における山蔭の子孫の初見である10世紀後半の花山朝の際には、亀の報恩説話は官人貴族社会に広く流

布しているとは考えにくい。付言するなら、『江家次第』成立の12世紀初頭でも、誰もが知るような説話ではないのではなかろうか。

ただし、山岡氏の主張される説は、説話が官人貴族社会で周知されるようになって以降に意義が後付けされたものとするなら、首肯できる余地はある。しかし、実例として山蔭の子孫が奉仕した10世紀後半の惟成の頃には、かような意義があったとは考え難いのである。

6. おわりに

以上、山蔭の生きた時期・山蔭薨去後から院政期・院政期以降の実例を中心に廻立殿儀を検討した結果から、山蔭の子孫が大嘗祭廻立殿儀に関わった理由をまとめておきたい。

大嘗祭廻立殿儀における奉仕者で、名の記された初見が惟成であり、五位ながら花山天皇の側近として権勢をふるった人物である。惟成・父雅材・祖父経臣の三世代とも蔵人に任ぜられたが、父・祖父とも五位が極位であった。そのため、先例あるいは先例に仮託して用いるには重みが足りなかった。惟成から見た山蔭は、母系の先祖ではあるが、父系でも同じ魚名流に属した。魚名流で天皇側近の殿上人として、出世の足掛かりをつかんだ人物で著名なのが山蔭である。この点で惟成との共通点が強調できる。惟成が公卿へと至る道を重ね合わせるなら、意識すべき人物といえよう。惟成も結果として父・祖父と同じく五位止まりであったが、花山天皇の突然の譲位がなければ、公卿となることも十分可能だったと考えられる。

「山蔭流」の語を用いることがありながらも、山蔭の子孫であれば、父系・母系を論じないという奇妙な対応をするのは、惟成の例が先例となったためではなかろうか。また、『儀式』編纂にあたって参考にしたと考えられる貞観の大嘗祭の時に、山蔭は殿上人であった。このことも、先例あるいは先例として仮託するにしても信憑性が増すことにつながったと考えられる。

また、永島氏は、新嘗祭の御湯殿の事に関与した者が故実(古実)を知る男性であったことは(「供_レ御湯殿_一」(中略)。以下知_レ古実_一者_上令_レ供奉_一(下略))」(『西宮記』恒例第三 十一月 中卯日新嘗祭)、廻立殿儀で蔵人が果たした特徴と相まって看過できないとされる（永島 2017c）。江戸時代に至っ

でも勸修寺家に故実が伝えられることから、山蔭の子孫が受け継いでいったことが分かる。院政期においても、山蔭の子孫が故実を知る者として廻立殿儀の奉仕役となっていたと考えられる。藤原宗忠が、山蔭の子孫が選ばれる理由を知らないとしたのも、儀式を施行するにあたって故実を知るのは当然であり、敢えて理由となるようなことではないと考えていたからではなかろうか。

よって、山蔭が『儀式』編纂の時期に長期にわたり殿上人を務め出世していったことから、子孫が山蔭の立身出世にあやかるうとするために大嘗祭廻立殿儀での奉仕役の立場を得たことが始まりとなったと結論付けられるのである。院政期に至って、奉仕の理由が分からなくなるのも、山蔭の具体的かつ詳細な先例を淵源としたのではないからであろう。

註

- 1) 山蔭については、(櫛木 2012)、(中本 2021)等を参照。平安時代の総持寺に関しては、(岡野 2003)、(芦田 2006)、(茨木市教育委員会編 2018)等を参照。なお、「山蔭」の表記には「山陰」もあるが、史料引用以外は「山蔭」で統一する。
- 2) 大嘗祭の研究は膨大な蓄積がある。基本構造に関する近年の研究動向について、(塩川 2022)を参照した。
- 3) 故実叢書本と神道大系本で異同無し。
- 4) 天皇は廻立殿での沐浴(潔斎)を経て、大嘗宮に出御することになる(真弓 2019)。なお、廻立殿の場所については、(近藤 2022)が詳細な検討をされており、大嘗宮の北三丈ほどの距離にあり、建物の東部分に御湯殿があるという。
- 5) 「卿」の敬称があることから、「山蔭卿」は公卿に到達した唯一の「山蔭」、すなわち参議を経て中納言を極官とする藤原山蔭と解して問題ない。
- 6) 例えば、即位儀で物部氏(石上・榎井)・大伴氏・佐伯氏が矛や楯を立てる役割を担った(榎村 1996)。これらは伝統的な軍事氏族であり、氏族の持つ性格と儀式における役割が連関する。
- 7) 『今昔物語集』『長谷寺験記』『総持寺縁起絵巻』等に収載。
- 8) 仁明天皇の大嘗祭は天長 10 年に実施。当時、数え年 10 歳の山蔭が出仕したとは考え難い。
- 9) 山蔭の官歴の詳細は(中本 2021)を参照。
- 10) 「如_レ式」の語が『貞観式』(貞観 13 年施行)を指す可能性もあるが、廻立殿儀に関わる『弘仁式』『貞観式』の逸文は管見の限り見えない(虎尾 1992)。なお、『延喜式』神祇式七踐祚大嘗祭 31 卯日条(油以下事)は、「戌時。天蹕始警臨_一廻立殿_一。主殿寮供_一奉御湯_一。即御_一祭服_一入_一大嘗宮_一」とし、主殿寮の役割は『儀式』と同じである。
- 11) 天皇の沐浴に関しては、(永島 2017a, b)も参照。
- 12) 清和朝においては山蔭が最長である(中本 2021)。さらに、陽成朝でも四位の殿上人であり、二代にわたり、沐浴に関わった可能性もある。
- 13) 主殿寮は廻立殿の壁の外から御湯を入れるため、山蔭の子孫と異なり、天皇の面前で奉仕するわけではない。
- 14) 編者大江匡房の没した天永 2 年(1111 年)までに編集と補修が続いた(所 1985)。
- 15) 智泉_一佐高一経臣_一雅材_一惟成(『尊卑分脈』)。
- 16) 『江談抄』や『古事談』に立身出世の様子が語られる。『勅撰作者部類』に「五位摂政」とみえる。
- 17) 朝頼(定方と山蔭娘との子)_一為輔_一宣孝_一隆佐(『尊卑分脈』)。
- 18) 山蔭_一公利_一守義_一永頼_一保相_一資良(『尊卑分脈』)。ただし、同時代に藤原南家貞嗣流に属す資良もいたようである(道明_一尹文_一永頼_一保相_一資良(『同』))。『同』国史大系本の頭注は「保相。或与_一上文_一(魚名孫)藤原永頼子保相_一同人」とし、錯誤があるようである。どちらも蔵人と記す。
- 19) 朝頼(定方と山蔭娘の子)_一為輔_一宣孝_一隆光_一隆方(『尊卑分脈』)。
- 20) 隆方の子為房が延久 3 年(1071 年)、後三条天皇の六位蔵人となり、譲位後は院判官代となる等、後三条の側近であった。隆方も廻立殿儀に奉仕するほど、後三条に近かったと考えられる。
- 21) 山蔭_一中正_一安親_一陳政_一公成_一の母、公成(実成(閑院流)と陳政の娘との子)_一実季_一仲実。山蔭_一中正_一安親_一季随_一定成_一盛房(『尊卑分脈』)。
- 22) 顕隆と説定の五代前の先祖は為輔である。その子の説孝(説定の高祖父)と宣孝(顕隆の高祖父)の代で系統が分かれる。朝頼(定方と山蔭娘の子)_一為輔_一宣孝_一隆光_一隆方_一為房_一顕隆。朝頼_一為輔_一説孝_一頼明_一憲輔_一朝憲_一説定(『尊卑分脈』)。
- 23) 永和元年時点で、道嗣の官位は従一位前関白。先帝後光厳天皇の大嘗祭(文和 3 年(1354 年))に

- 右大臣として関与した経歴があることから諮問されたと考えられる。
- 24) 天皇家においても一条天皇は山蔭の血を引く。一条天皇の子孫は山蔭の血も引くのである。よって、中世以降も白川伯王家等の特殊例を除いては、ほとんどの皇族は山蔭の血脈に連なる。なお、院政期以降は臣籍降下がほとんど行われず、山蔭の血を引く皇親賜姓貴族も僅かである。
- 25) 為房—為隆—光房—経房—定経—資経—経俊—経継—経宣—宣明—宣方（『尊卑分脈』）。註22参照。
- 26) 撰関家出身の六位蔵人がいないのは、家格の上でも妥当といえる。管見の限りでは、永和までに撰関家出身の蔵人頭も見えない。
- 27) 院政期には撰関家の当主が山蔭の子孫について意識していた例が見える。「外記資兼月奏を持来。職事盛経申之〈勾当、藤氏山蔭末〉」（『殿暦』康和4年（1102年）4月19日条）とあり、藤原忠実が月奏を内覧する際に、職事の盛経が山蔭の末裔であることを注記する。他の月奏の部分では見えないので、月奏に山蔭の末裔が関わる先例があったわけではない。すなわち、山蔭の子孫として特別な役割を果たす際の候補として注記したのではなかろうか。
- 28) 江戸時代後期に四条家は四条流包丁道を盛り立て、山蔭の末裔を称するが、大嘗祭廻立殿儀との関わりは見えない（中本2023）。
- 参考文献（五十音順）
- 芦田淳一 2006「平安時代の総持寺」『新修茨木市史年報』5 pp. 1-24
- 茨木市教育委員会編 2018『総持寺（展示図録）』茨木市教育委員会
- 榎村寛之 1996「物部の楯の成立と展開について」『律令天皇制祭祀の研究』塙書房 pp. 76-109 初出は1990年
- 遠藤みどり 2021「讓国儀の成立」『歴史学研究』1015 pp. 24-32
- 岡野浩司 2003「撰津国総持寺と藤原山蔭・撰関家・浄土寺」『仏法の文化史』吉川弘文館 pp. 2-25
- 櫛木謙周 2012「総持寺と藤原山蔭」『新修 茨木市史（第1巻（通史I））』茨木市 pp. 550-566
- 黒嶋敏 1997「伊達氏由緒と藤原山蔭」『日本歴史』594 pp. 17-32
- 近藤好和 2022「大嘗会（二）（『江家次第』にみる朝廷儀礼の式次第（7））」『古代文化』74-3 pp. 144-150
- 鷲森浩幸 2007「主殿寮と年中行事」『帝塚山大学人文科学部紀要』22 pp. 43-66
- 佐野真人 2017「『讓国儀』儀式文の成立と変遷」『神道史研究』65-2 pp. 182-215
- 塩川哲朗 2022「大嘗祭の基本構造とその形成・成立」『日本書紀研究』第34冊 塙書房 pp. 173-216
- 所功 1985「『江家次第』の成立」『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会 pp. 297-368
- 虎尾俊哉編 1992『弘仁式・貞観式逸文集成』国書刊行会
- 中本和 2021「官人としての藤原山蔭」『茨木市立文化財資料館館報』6 pp. 40-47
- 中本和 2023「藤原山蔭と亀」『茨木市立文化財資料館館報』8 pp. 19-26
- 永島朋子 2017a「天皇の沐浴に見る撰関期の奉仕形態の特質」『平安朝の女性と政治文化』明石書店 pp. 44-71
- 永島朋子 2017b「天皇の沐浴の基礎的考察」『専修史学』62 pp. 91-111
- 永島朋子 2017c「踐祚大嘗祭にみる天皇の沐浴」『専修人文論集』100 pp. 53-85
- 西村慎太郎 2012『宮中のシェフ、鶴をさばく—江戸時代の朝廷と庖丁道』吉川弘文館
- 西本昌弘 2020「『儀式』讓国儀の歴史的位置」『関西大学文学論集』69 pp. 29-54
- 古瀬奈津子 1998「昇殿制の成立」『日本古代王権と儀式』吉川弘文館 pp. 317-364 初出は1987年
- 星田公一 1974「今昔物語集の山蔭中納言説話の形成と影響」『同志社国文学』9 pp. 67-79
- 真弓常忠 2019『大嘗祭』筑摩書房 初版は学生社1988年
- 山岡敬和 2017「山蔭中納言と天の羽衣」『國學院雑誌』118-8 pp. 57-73
- 横田隆志 2023「『長谷寺験記』の成立年代」『中世長谷寺の歴史と説話伝承』和泉書院 pp. 150-163 初出は2010年